金銭消費貸借契約書

第１条（金銭消費貸借契約）

山田太郎（以下，「甲」という。）は，山田太郎（以下，「乙」という。）に対し，平成　　年　　月　　日，金000.00円を貸し渡し，乙はこれを借り受けた。

第２条（返済方法）

甲及び乙は，前条の金員につき，返済方法を以下のとおりと定める。

1. 弁済期及び利息

   平成　　年　　月から平成　　年　　月まで，毎月末日限り，月額000.00円（〇〇回払 い）。

   利息は，年　　パーセント（年３６５日日割計算）とし，平成　　年　　月から支払済みまで毎月末日限り，経過分を元金に付して支払う。

2. 支払方法

   甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお，振込手数料は乙 の負担とする。

第３条（期限の利益喪失）

乙が前条の支払いを２回分以上怠り，その額が金000.00円に達した場合には，当然に期限の利益を喪失し，乙は，甲に対し，直ちに元利金を返済しなければならない。この場合，乙は，期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで，残元金に対して年　　パーセントの遅延損害金を付して支払わなければならない。

第４条（連帯保証）

山田太郎（以下，「丙」という。）は，本契約により生じる乙の甲に対する一切の債務につき保証し，乙と連帯して責任を負うことを約する。

第５条(管轄裁判所）

甲及び乙は，本契約につき，紛争が生じた場合には，甲の住所地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることで合意した。

以上のとおり，契約が成立したので，本契約書を３通作成し，各自署名押印の 上，各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲）住所　住所

氏名　山田太郎　　印

乙）住所　住所

氏名　山田太郎　　印

丙）住所　住所

氏名　山田太郎　　印